

# 北海道三笠市 市営住宅 ペット禁止徹底に関する嘆願書

北海道三笠市長 小林和男 様

三笠市はその昔、炭鉱の町として栄え市営住宅の住人の中には、当時を担ってこられた高齢者も数多く存在することと思います。

現在の市営住宅の一部は、ほんの10年前まで炭鉱住宅でありペット飼養は禁止ではなかったことから、3年前に通告された「市営住宅ペット禁止全面禁止徹底」に於いて、ペット飼養世帯への「3年後までにペットを手放すか、市営住宅を明け渡すことを申し立てる」とした施策は、炭鉱住宅時代からペットを飼養していた世帯に対し、動物愛護の思想である「終生飼養」を阻害するものであると考え、平成20年3月31日を期限とした三笠市営住宅ペット禁止徹底規約に関わる以下の要請をいたします。前向きにご検討くださいますようお願い申し上げます。

- ・ ペット禁止が徹底される三笠市市営住宅において、現在まだ退去・譲渡等が未定の世帯にて飼養されているペットの殺処分及び遺棄の防止に努めていただくこと。
- ・ 里親探し等により全頭の安全が確保されるまでの猶予期限の延長。
- ・ 譲渡を行う場合、ペット禁止徹底の通告を受け里親募集したことにより、全国的に多発している里親詐欺・悪質な業者による繁殖目的・虐待目的等の被害に合わないためにも、譲渡審査及び譲渡に関わる以下の項目を実施する。
  - ・ 身分証明書の提示・保管
  - ・ 適正飼養可能な環境であることの確認
  - ・ 動物飼養に関するアンケートの実施（参考資料別添）
  - ・ 正式譲渡までの試用期間を設ける
  - ・ 契約書及び誓約書の取り交わし（参考資料別添）
- ・ 炭鉱住宅時代はペット禁止ではなく、市営となった10年前に設けられた規約であることから「10歳を超える動物は、市が掲げる飼養条件に沿った方法により、終生飼養を許可する」とした特例を設ける。

| お名前（フルネーム） | ご住所（都道府県から） | 印 |
|------------|-------------|---|
|            |             |   |
|            |             |   |
|            |             |   |
|            |             |   |
|            |             |   |
|            |             |   |

※ご家族など、同じ住所・名字の場合も省略せず全てお書き下さい。

送付期限：2008年3月30日必着。クロネコメール便にて下記までセンター止め指定で送付ください。

取りまとめ団体：「全国三笠市営住宅の動物を守る会」宛

ヤマト運輸岩内宅急便センター（止め）〒045-0031 北海道岩内郡共和町梨野舞納18-1